

会務報告 (3月と4月)

3月1日 藤山副会長、非行政書士対策についての用務を帯びて急遽小樽市へ出張。
3月5日 渡辺会長、佐藤三治氏(綱紀委員長)の病床を見舞う。
会費催告書(内容証明)37通発送す。内訳左記の通り。

Table with 2 columns: 支部, 人数. Rows include 札幌, 旭川, 十勝, etc.

3月13日 渡辺会長と成沢理事、小樽支部総会に出席のため小樽市へ出張。
3月20日 支部長会、午後1時より辰美に於て、多数の支部長と役員が参集して、総会で一任された議題について協議決定した。
4月7日 会則一部変更申請書を道へ提出した。
4月9日 催告書の納期を過ぎて、なお未納の会員17名について、その事情調査。

Table with 2 columns: 支部, 未納者数. Rows include 札幌, 旭川, 十勝, etc.

4月11日 渡辺会長、佐藤副会長、空知支部総会出席のため岩見沢市へ出張。
4月14日 会報(第20号)発送。
4月24日 第4回常任理事会、午後6時より本会事務所に於て開催し、特別委員会の名称と構成の決定が決定された。

支部長会出席者名簿

Table with 3 columns: 支部, 支部長, 役員. Lists names of branch presidents and officers.

第4回常任理事会

昭和40年4月24日午後6時より本会事務所において、会長以下12名出席
1、空知支部総会の状況について佐藤副会長より報告。
2、会費免除承認について、小樽支部の一員会の申請承認。
3、空知支部規定の一部改正承認については、一部疑義の点について照会することとして会長に一任。
4、事務職員昇給承認については、予算の範囲内に於てという条件で会長に一任。
5、滞納者処分については、内申書提出の支部のみ決定、未提出の支部には再度催促して次期理事会に於けること。
6、特別委員会設置について
名称は行政書士法制定十五周年記念式典実行委員会とし、本会役員と支部長の全員を委員に委嘱すること。
委員会は本式典実施について立案、実施に当ると。
以上の通り決議して散会。

会費完納 表彰規定の三支部

4月30日 催告書の納期を過ぎてなお未納の会員についての事情調査未提出支部へ再要請。
退会通告書発送—本人、支部、関係官公署。
会員異動通知—支部及び関係官公署。

支部長会議状況

昭和40年3月20日午後1時より札幌市北3-西3-辰美に於て出席者別表の通り18名。
渡辺会長は支部長各位の日頃のご労苦を労い、業務を割いての出席に感謝し、先般の定時総会より委任された事項についてその責を果すが本支部長会議の主たる目的であるので充分審議を尽くされたいと挨拶。
次いで司会者より、森口議長(札幌支部長)細井副議長(小樽支部長)の紹介があり、藤山副会長より会務の報告(会報20号2頁「会務報告」参照)があつて議事に入る。
1、非行政書士防止策について
各地域の非書士違反の実態については、予て調査しその資料を携えて本会議に臨むこととなつていたので、各支部長の報告について活発な質疑応答が行

参考資料

農地法にいう農地、放牧地

農地
1、農地とは耕作の目的に供される土地をいう。
2、農地であるかどうかは、その土地の現況によつて区分するのであつて、土地台帳や不動産登記簿記載の地目によつて区分するのではない。
3、「耕作の目的に供される土地」とは、現に耕作されている土地は勿論、現在は耕作されていなくても耕作しようとするか、客観的に見てその状況が耕作の目的に供されるものと認められる土地(休耕地、不耕地)をも含む。
4、田圃農耕地で用水を利用して耕作する土地
農地法第二條
農地法第三條
農地法施行規則
農地法施行規則
農地法施行規則
農地法施行規則

知つておきたい 保証人の責任範囲

1、採草放牧地とは農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。
2、屋根ふき用、製使用のための採草を主目的とするカヤ刈場は採草放牧地に含まれない。
3、河川敷、堤防、公園、道路等は耕作又は養畜のための採草放牧の事実があつても、それが主目的と認められないので、農地法にいう採草放牧地とはならない。
4、住宅敷地及びその維持もしくは効用を果すために必要な土地は、宅地として他に土地の分譲をする際、何時でも返還するという特約付で耕作を許した土地は、現に耕作されて農地となつていない限り、自創法の適用を受くべき農地である。
5、採草放牧地とは農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。
6、東京高裁(昭23、58号、23、58号、23、63)判決
7、農地法第二條
8、農地法第三條
9、農地法施行規則
10、農地法施行規則
11、農地法施行規則
12、農地法施行規則

又違反事実を調査し説得した結果近く入会を約したものの〇〇町に兩名(旭川支部)、業務に対する意欲がない者が登録者中に相当数ある(十勝支部)、会員中にも老齢で碌々仕事のできない者がいる(空知支部)、等の報告もあつた。
非書士対策については、違反者から仕末書をとる、告発する、入会を勧告する等について活発に意見を交換し、最後に
議長は次のように要約して一同了承した。
「要は入会させるにあるので、大いに説得勧告に努め、効果のない者は本部へ報告する。そのため全員の協力が絶対必要である。」
2、会費滞納者の処分について
この事については、定時総会での要望もあつたので、慎重審議の結果、6ヶ月滞納者を一応処分の対象とし、滞納6ヶ月に達する以前に予告を発すること、同時に支部長に通知することと決定した。この時、次の要望があつた。
(1) 催告後の入金状況をその都度支部に連絡してほしい。(旭川支部)
(2) 処分は支部長の内申を待つて決定してほしい。(十勝支部)
(3) 会則改正については条文を整理して、会報を通じて会員に周知せしめること。
報酬額改正運動については相当面倒な整備を要するので理事者に一任する。
(行政書士法制定十五周年記念式典実施について)
は全員賛成、時期は10月頃、場所は札幌、実行委員会を特設して立案実施すること。
以上で議事を終り岸川副会長の挨拶で閉会。

他人の借金のために、自分の所有財産の中から特定の財産を担保として差入れるの事をいいます。この場合は、その担保差入れをした物を限度とする有限責任が物上保証人にあるだけで、万が一債務者(借入した人)が弁済しないときも、最悪の場合担保物件をとられるだけで、その他の財産をとられるようなことは一切ありません。

借金の保証人

Aさんが借金をする、Bさんがその保証人になるといふことは、Aが借金を返さなかつたときは、Bが代つて借金を払い、貸した人に約束することです。大変な責任を負うわけですが、唯単に保証人になる場合と、上に連帯の字のつく連帯保証人になる場合では責任の負い方が大分ちがつてきます。

ただの保証人の保証責任は、債務者が弁済しないときにはじめて弁済すべき責任を負うわけですから、債権者(お金を貸した人)がいきなり保証人に支払いを要求してきても、保証人は債権者に対して「まず債務者に支払い請求をしてくれ」と抗議することができません。(催告の抗弁権)

また債権者がそうした後で請求してきても、保証人は、債務者に差押えられる財産があり、その取り立てが簡単であることを証明して「まず財産差押えの強制執行をしてくれ」と抗弁することもできます。(換索の抗弁権) どうしても保証責任を負うのはその後です。ところが連帯保証人になると、この二つの抗弁権がありません。したがって債務者が弁済しないときには債権者は債務者へ返金の請求をしないで、直ちに連帯保証人に返金請求をすることができます。

また保証人になつた人が死亡した場合、その人の財産を相続した人は、この保証債務も相続することになります。父は死して保証を成すなんてことは駄目やれりませぬ。

身元保証人

借金の保証は借金の範囲内で責任がありますので、いふならば有限責任です。それにひきかえ身元保証には限度がありません。つまり責任の限度が予測できないわけで、これが身元保証の最大のおそろしさです。たとえば、SさんはTさんの就職に際して身元保証人になつたとします。その後、Tが過失で会社の重要器物をこわせば、Sはその損害賠償をしなければならぬし、Tが会社の金庫に大穴をあければ、それも責任をとらねばなりません。このように身元保証は、イザという場合の責任が、どれだけのものになるか全然わからないのです。

身元保証人の期限は、商工業見習なら五年、普通の雇傭契約については三年となつています。この期限を無事に過ぎれば身元保証の重荷から解放されます。

会則変更認可について中間報告

第五回定時総会の決議による会則の一部変更の内容は、前号で御知らせしましたが、其の後規定の書類を整備して、先月十四日付で認可申請書を道へ提出しました。超えて本月十八日、道の地方課小野主事殿より若干の変更条文について御教示を受け、翌十九日修正条文により御処理を頂くことになりました。道の人事異動等の事情で遅れていた認可も近く下りる見込みであります。

新役員

- 支部長 細井 伊三郎(再)
- 副支部長 田村 弘(再)
- 今野 辰巳(再)
- 清水 光五郎(再)
- 副支部長 佐藤 定夫(再)
- 庶務会計 神保 一郎(再)
- 監事 青山 多吉(再)

支部だより

小樽支部総会

昭和40年3月13日午後1時より小樽市労働会館二階 細井支部長以下会員9名、本部より渡辺会長、成沢理事出席 渡辺会長の祝辞が終つて、田村弘氏議長席に着き議事に入る。

議事

- 1、代議員選出について経過を報告し事後承認を求め一同了承(代議員氏名別項)
 - 2、前年度の事業経過と収支決算を一括報告して承認決定。
 - 3、役員改選については、岸川氏(本部副会長)の動議により全員留任と決定(役員氏名別項)
 - 4、本年度事業計画案並びに予算案は原案通り可決。
 - 5、最後に職域擁護等に関して討議が行われ次の通り決定。
- (1)業務研修会を実施すること。(2)非行政書士の違反事実については常時調査を行うこと。(3)会費は滞納のないよう努めること。
- 以上で議事終了し午後4時35分閉会。

空知支部総会

昭和40年4月11日午前11時より岩見沢市2の1千代本二階 今村支部長以下会員21名出席 来賓は市役所国兼総務部長、

本会より渡辺、佐藤正副会長、猪本氏(前支部長)の司会で開会、今村支部長の挨拶があつて議長に南川小四郎氏を選出。

議事

- 1、前年度の事業と決算報告が猪本氏により行なわれ承認。
- 2、道本部第5回定時総会状況について今村支部長、中野代議員より説明あり一同了承。
- 3、本年度予算案は原案通り可決。
- 4、支部規定の一部改正案は別項原案の通り可決。
- 5、講習会は前年度の戸籍、農地の実務に警察行政実務も加えて実施すること、なお欠員中の業務部長は今村支部長が兼任すること、以上の通り決定。

代議員 大野 新一(再)
及 び 網 清水 光五郎(再)
紀委員 松本 又藏(再)

代議員 工藤 賢司(新)
予備委員 半田 五郎(新)

最後に 国兼総務部長(岩見沢市役所)、渡辺会長の祝辞があつて閉会。

支部規定の一部改正案 第9条の2 役員会は支部の役員及び顧問を以て構成する。

の一項を新設する。 第10条第2項中「定時総会は毎年1月に」を「定時総会は毎年4月に」に改める。 第16条に「2、顧問は当支部管内より選出の本会役員並びに代議員を以て之に充てる。顧問の任期は本部の役員、委員、代議員の任期中とする。」の一項を新設する。

附則に次の1条を新設する。 第18条 この支部規定は昭和40年1月1日に遡り施行する。

会員のうらみ

会員現況

支部	年度初 年員数	4月 末員数
札幌	108	111
函館	35	37
小樽	36	36
空知	65	64
旭川	72	75
留萌	10	10
宗谷	6	7
網走	57	58
室蘭	35	34
日高	14	13
十勝	41	49
釧路	15	15
根室	7	8
計	501	517

故

根本高一殿

小樽市花園町2丁目 昨年来病氣療養中のところ 去る四月九日朝逝去せらるる 享年八六歳。 謹んで哀悼の意を表します。

◆新入会者(3・4月分)

支部	氏名	事務所	会員番号	入会年月日
札幌	山崎 右義	札幌市北26条東4丁目	632	40. 4. 16
空知	長尾 安夫	樺戸郡月形町市北8	629	40. 4. 1
"	橋本 清丸	美唄市西2条南4丁目	631	40. 4. 12
旭川	川森 勘一	上川郡美瑛町栄町4	630	40. 4. 8
宗谷	谷名 夫	稚内市開運通北2	628	40. 4. 1
室蘭	宗富 重雄	苫小牧市王子町	626	40. 4. 1
十勝	宗田 寅次郎	河東郡音更町下音更北2	627	40. 4. 1
"	島田 賢二	帯広市東11条南9丁目	633	40. 4. 19
"	元野 源	広尾町西通9	634	40. 4. 19
"	成田 東太郎	" 中通6	635	40. 4. 19

雑報

◇行政書士登録者

登録年月日	支 庁	住 所	氏 名	備 考
39. 11. 6	渡 島	函館市大森町37	高 橋 正 実	入会手続中
39. 12. 18	"	" 千代岱町	宇 田 寿 作	
39. 12. 24	"	" 新川町	古 山 和 夫	入 会
39. 10. 12	後 志	小樽市末広町 6	高 見 松 太 郎	入 会 会
39. 10. 5	空 知	月形町字知来乙	長 尾 安 夫	
39. 11. 30	"	砂川市西3条北4丁目	大 沼 秀 雄	入 会
40. 1. 18	"	栗山町字桜丘	大 槻 実	入 会
39. 10. 5	上 川	旭川市春光町 6 区	佐々木 恒	
39. 10. 20	"	" 東旭川町千代田2丁目	奥 田 光 雄	入 会
39. 10. 20	"	上富良野町新日の出	山 田 寛	
39. 11. 25	"	中富良野町市街地	高 橋 十 二	入 会
39. 9. 22	容 谷	利尻町仙法志字元村44	木 保 一 男	
39. 9. 28	"	浜頓別町字浜頓別	成 田 徳 一 郎	入 会
39. 9. 28	胆 振	室蘭市小橋内町 3	松 岡 正	
39. 12. 12	"	" 高砂町	倉 島 充 自	入 会
39. 12. 12	"	虻田町字旭町 5	竹 内 芳 正	入 会
39. 12. 22	日 高	三石町字旭町	元 茂 重 忠	
40. 2. 16	"	幌泉町字幌泉	尾 田 一 利	入 会
39. 9. 30	"	新冠町字新冠	伊 東 幸 治	
39. 10. 29	十 勝	帯広市 9 条南 1 丁目	大 島 慶 照	入 会
39. 12. 15	"	" 西 1 条南 5 丁目	松 浦 清 一	
40. 1. 7	"	芽室町東 4 の 2	宮 沢 左 一	入 会
40. 1. 28	"	帯広市東 1 条南 11 丁目	里 麻 重 男	
40. 2. 17	"	幕別町字札内	鈴 木 一 雄	入 会
39. 12. 22	根 室	根室市千島町	吉 田 大 二 郎	

◇退 会 者 (3・4月分)

支 部	氏 名	事 務 所	会員番号	退会年月日	備 考
札 幌	熊 岡 忠左衛門	江別市緑町東 4 丁目	512	40. 4. 1	廃 業
"	斎 藤 良 和	札幌市大通西 13 丁目	481	40. 4. 1	日高へ転出
小 樽	根 本 高 一	小樽市花園町 2 丁目	13	40. 4. 9	死 (即日届出)
空 知	上 村 幸 太	新十津川町下徳富	78	40. 4. 2	廃 業
網 走	矢 萩 禎 良	留辺蘂町字温根湯	148	40. 3. 29	廃 業
室 蘭	野々村 文 恵	勇払郡鶴川町字鶴川	442	40. 4. 1	休 業
日 高	市 原 勇 吉	静内町字吉野町	547	40. 4. 1	廃 業
十 勝	諸 戸 義 久	帯広市大正町西 1 の 2	368	40. 4. 8	廃 業

◇処分退会者 (会則第58条第2項の規定により退会通告)

支 部	氏 名	事 務 所	会員番号	退会年月日	備 考
空 知	原 俊 男	滝川市明神町 7	227	40. 3. 31	退会通告 40. 4. 20
"	高 橋 正 綱	芦別市頓城町 1	334	40. 3. 31	"
"	山 下 吉 男	空知郡南幌町	480	40. 3. 31	"

◇事務所移転

支 部	会員番号	氏 名	新 事 務 所	移転年月日
網 走	622	鶴 見 琢 磨	網走郡美幌町東 2 条北 2 丁目	40. 3. 3
札 幌	139	鈴 木 次 男	札幌市大通西 14 丁目	40. 3. 1
網 走	526	松 田 友 弥	網走郡美幌町東 2 条北 2 丁目	40. 4. 1
函 館	43	大 村 伊 佐 吉	山越郡八雲町末広町	40. 5. 1
旭 川	358	高 橋 関 彦	旭川市 1 条 2 丁目右 10	40. 4. 1

◇読みにくい町村名の正しい読み方

支 庁	郡 名	町 村 名	よみかた	支 庁	郡 名	町 村 名	よみかた
網 走	紋 別	雄 武(町)	お う む	十 勝	広 尾	忠 類(村)	ちゅうるい
胆 振	有 珠	壮 警(町)	そうべつ	〃	〃	大 樹(町)	た い き
〃	勇 払	早 来(町)	はやきた	〃	〃	広 尾(町)	ひろを
〃	〃	厚 真(町)	あ つ ま	〃	中 川	本 別(町)	ほんべつ
〃	〃	鵝 川(町)	む か わ	〃	足 寄	足 寄(町)	あしよろ
日 高	沙 流	平 取(町)	ひらとり	釧 路	厚 岸	厚 岸(町)	あっけし
〃	新 冠	新 冠(町)	にいかつぶ	〃	川 上	標 茶(町)	しべちゃ
〃	様 似	様 似(町)	さまに	〃	〃	弟子屈(町)	てしかが
十 勝	河 東	音 更(町)	おとふけ	〃	白 糠	白 糠(町)	しらぬか
〃	〃	士 幌(町)	し ほ ろ	〃	〃	音 別(町)	おんべつ
〃	上 川	新 得(町)	しんとく	〃	野 付	別 海(村)	べっかい
〃	河 西	芽 室(町)	めむろ	根 室	目 梨	羅 臼(町)	らうす
〃	〃	更 別(村)	さらべつ	〃	〃		

丁目
士会
1
24

別所
丁目
3番

第二二二号
報 もくじ

◆あ と が き◆

●「会報21号」、遅ればせながらお手元にお届けします。毎回「居所不明」で二、三通は返送されます。あちこち問合わせて、変更された事務所宛に再送して居りますが、こんな手間と費用はなくしたいと思えます。ご協力を願います。

●業務上の問題や、会報についての質問やご意見を歓迎します。本号には間に合いませんでしたが、次号から、お寄せになったご意見や解答を紹介したいと念願しております。

●会費は会の運営上唯一の財源でありますので、一カ年或は半年分の前納を希望したいが、せめて三カ月分ずつ前納下さるよう是非ご協力をお願いします。「会費は催促の葉書が来たら納めるのでしよう」と申される方があります。これでは催促状の費用と手間がどうなることでしょうか。

●空知支部総会記念写真の御寄贈ありがとうございます。前後しますが次号にのせたいと思います。